

広報ながの広告掲載実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、広報ながのに民間企業等の広告を有料で掲載すること（以下、「広告掲載」という。）に関して、長野市広告掲載取扱要綱（平成18年長野市告示第36号。以下、「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格、枠数、掲載位置等)

第2 広告の規格、枠数、掲載位置等は、別に定める。

(広告枠に広告掲載を行う権利の売却)

第3 広告掲載は、広告代理店に、広告枠に広告掲載を行う権利を売却することにより行う。

2 前項の売却は、指名競争入札により行う。

(広告代理店が行う広告掲載)

第4 第3の規定により広告枠に広告掲載を行う権利を買い受けた広告代理店は、要綱、この要領、その他市の指示に従い、市が行う広告掲載に準じて、広告掲載を行うものとする。

2 広告代理店は、広告主が市税に未納のないことを証明する書類等を、市に提出するものとする。

3 広告代理店は、広告主を募集し、市が指定する期日までに、広告原稿を市に提出するものとする。

4 広告代理店は、広告の内容及び広告主について、市が指示するところによりあらかじめ市の審査を受け、その承認を得ることとする。

5 広告代理店は、入稿締切までに入稿できない場合等に備え、あらかじめ広告主募集等の内容で自社広告を作成の上、市が定める期限までに提出し、市の審査を受け、その承認を得ることとする。

(補則)

第5 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるほか、市と広告代理店が協議の上、決定するものとする。

附 則

この要領は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年1月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年1月15日から施行する。